

障がいのある方が 各種手帳で利用できる制度について

☆身体障害者手帳

視覚、聴覚又は平衡機能、音声、言語又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸若しくは免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能に障がいのある方に対し、その程度により1級から6級まで手帳が交付されます。

☆療育手帳

知的障がい者(児)の方のための手帳です。

障がいの程度が最重度・重度の場合には「A判定」、中度・軽度の場合には、「B判定」の手帳が交付されます。

☆精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の方のための手帳です。程度が1級から3級まであり、居住地の市町村等の窓口で申請・交付となります。

※ 重度心身障がい者とは、身体障害者手帳1・2級と、3級の内部障がい、療育手帳「A判定」及び精神障害者保健福祉手帳「1級」の方が該当となります。

(平成30年4月現在)

心身に障がいのある方は、上記の手帳を受けることで各種制度を利用することが出来ます。なお、詳細につきましては、

介護課障がい支援係(総合保健福祉センター「ゆとろ」内) ☎0133-25-2665(直通)

当別町障がい者総合相談支援センター「nanakamado」 ☎0133-23-1917

にご相談ください。

つぎ ばあい てつづ ひつよう
＜次の場合は手続きが必要です＞

しょう ていど へんか しんたいしょうがいしゃ てちょう
● 障がい程度が変化したとき（身体障害者手帳）

てちょう こうふ う ひかく しょう ていど へんか ほかに しょう
手帳の交付を受けたときと比較して障がい程度が変化したときは、（他の障がい
しょう ばあい ふく いし しんだんしょ そ てちょう さいこうふしんせい
が生じた場合を含む）医師の診断書を添え、手帳の再交付申請をしてください。

しょう ていど へんか また じかい はんてい してい しんたい りょういくてちょう
● 障がい程度が変化した、又は次回の判定が指定されたとき（身体・療育手帳）

てちょう こうふ う ひかく しょう ていど へんか また てちょう
手帳の交付を受けたときと比較して障がい程度が変化したとき、又は、手帳の
こうふ う じかい はんてい がっぴ してい ばあい ていど かくにん
交付を受けたときに次回の判定月日が指定された場合は程度の確認のため
さいはんてい ひつよう
再判定が必要です。

てちょう こうしん ひつよう せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう
● 手帳の更新が必要なとき（精神障害者保健福祉手帳）

ゆうこうきげん ねん ねん しょう じょうたい さいにんてい こうしん ゆうこう
有効期限は2年です。2年ごとに障がいの状態を再認定し、更新します。有効
きげん げつまえ しんせい う つ
期限の3ヶ月前より申請を受け付けます。

てちょう ふんしつ はそん
● 手帳を紛失・破損したとき

てちょう ふんしつ はそん さいこうふしんせい あら てちょう こうふ
手帳を紛失・破損したときは、再交付申請をしてください。新たな手帳を交付いた
します。

きょじゅうち しめい へんこう
● 居住地又は氏名が変更になったとき

きょじゅうち しめい へんこう さい きょじゅうち しめい へんこう てつづ
居住地又は氏名が変更になった際には、居住地（氏名）の変更手続きをしてくださ
てんしゅつ ばあい てんしゅつさき しちょうそんない ふくしじむしょ てんにゅう てつづ
い。転出した場合は、転出先の市町村内の福祉事務所で転入の手続きをする
ことになります。

てちょう へんかん
● 手帳の返還について

てちょう こうふ う かた しょう しゃ しぼう てちょう
手帳の交付を受けた方が、障がい者ではなくなったとき、死亡したときは手帳を
へんかん
返還してください。



| | |
|--|------------------------------------|
| 1. 障害者総合支援法等による支援..... | 7 |
| (1) 身体障がい者(児)補装具の交付等..... | 7 |
| | しんせいまどぐち かいごかしよう しえん がかり |
| ☆ 申請窓口 : | 介護課障がい支援係 |
| (2) 重度障がい者(児)・知的障がい者(児)日常生活用具給付事業..... | 8 |
| | しんせいまどぐち かいごかしよう しえん がかり |
| ☆ 申請窓口 : | 介護課障がい支援係 |
| (3) 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成..... | 8 |
| | しんせいまどぐち ほっかいどうえべつほけんじよ |
| ☆ 申請窓口 : | 北海道江別保健所 |
| (4) 更生医療(自立支援医療)..... | 9 |
| | しんせいまどぐち かいごかしよう しえん がかり |
| ☆ 申請窓口 : | 介護課障がい支援係 |
| (5) 育成医療(自立支援医療)..... | 9 |
| | しんせいまどぐち かいごかしよう しえん がかり |
| ☆ 申請窓口 : | 介護課障がい支援係 |
| (6) 精神通院公費(自立支援医療)..... | 10 |
| | しんせいまどぐち かいごかしよう しえん がかり |
| ☆ 申請窓口 : | 介護課障がい支援係 |
| (7) 障害福祉サービス..... | 11 |
| | しんせいまどぐち かいごかしよう しえん がかり |
| ☆ 申請窓口 : | 介護課障がい支援係 |
| (8) 身体障害者自動車運転免許証取得費補助..... | 12 |
| | しんせいまどぐち かいごかしよう しえん がかり |
| ☆ 申請窓口 : | 介護課障がい支援係 |
| (9) 身体障害者自動車改造費補助..... | 13 |
| | しんせいまどぐち かいごかしよう しえん がかり |
| ☆ 申請窓口 : | 介護課障がい支援係 |

4. 交通料金の割引について.....19

(1) JR旅客運賃の割引について..... 19

☆ 問合せ先： JR料金総合案内(札幌駅)

(2) 航空運賃の割引制度について..... 19

☆ 問合せ先： 利用する各航空会社

(3) バス料金の割引制度について..... 20

☆ 問合せ先： 利用する各バス会社

☆ 問合せ先： 企画課企画振興係

(4) 有料道路通行料金の割引..... 21

☆ 申請窓口： 介護課障がい支援係

☆ 問合せ先： 東日本高速道路株式会社北海道支社 管理事業部料金企画課

(5) タクシー料金の割引制度について..... 21

☆ 手続き・・・タクシーご利用時に手帳を提示

5. その他の制度.....22

(1) 重度心身障がい者医療費給付事業..... 22

☆ 申請窓口： 保健福祉課福祉係

(2) 後期高齢者医療制度による障害認定..... 23

☆ 申請窓口： 住民課国保・後期高齢者医療係

- (3) 腎臓機能障がいの方のための交通費補助..... 23
じんぞうきの うしよ かつ こうつう ひ ほじょ
 ☆ 申請窓口 : 介護課障がい支援係
しんせいまどぐち かいごかしよう しえん がかり
- (4) 心身障害者扶養共済制度..... 23
しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど
 ☆ 申請窓口 : 石狩振興局
しんせいまどぐち いしかりしんこうきょく
- (5) 生活福祉資金貸付制度..... 24
せいかつ ふくし し きんかつけせいど
 ☆ 手続き : 当別町社会福祉協議会
てつづ どうべつちょうしゃかいふくしきょうぎかい
- (6) 生活保護の障害者加算..... 24
せいかつ ほ ご しょうがいしゃかさん
 ☆ 申請窓口 : 保健福祉課福祉係
しんせいまどぐち ほけん ふくしかふくし がかり
- (7) 当別町総合体育館等の使用料免除..... 24
どうべつちょうそうごうたいいくかんなど しょうりょうめんじょ
 ☆ 問合せ先・・・当別町総合体育館
といあわ さき どうべつちょうそうごうたいいくかん
- (8) 駐車禁止除外の適用..... 25
ちゅうしゃきんしじょがい てきよう
 ☆ 手続き : 札幌北警察署
てつづ さっぽろきたけいさつしよ
- (9) NHK放送受信料の減免..... 26
ほうそうじゅしんりょう げんめん
 ☆ 申請窓口 : 介護課障がい支援係
しんせいまどぐち かいごかしよう しえん がかり
 ☆ 問合せ先 : NHK札幌放送局(札幌営業)
といあわ さき さっぽろほうそうきょく さっぽろえいぎよう
- (10) 携帯電話機器の基本使用料等割引..... 26
けいたいでんわ き き ほんしりょうとうわりびき
 ☆ 問合せ先 : 各電話会社営業窓口
といあわ さき かくでんわがいしゃえいぎようまどぐち

| | | |
|--------------|---------------------|----|
| むりょうばんごうあんない | (11) NTT無料番号案内..... | 26 |
|--------------|---------------------|----|

と あ さき
☆ 問い合わせ先・・・NTTグループ(フリーダイヤル 0120-104-174)

6. その他の福祉サービス等.....27

| | | | | |
|--------------------------------|---------------|-----------|--|----|
| どうべつちょうしょう | しゃそうごうそうだんしえん | な な か ま ど | (1) 当別町障がい者総合相談支援センター「nanakamado」..... | 27 |
| どうべつちょうちいきかつどうしえん | さ と | | (2) 当別町地域活動支援センター「つくしの郷」..... | 27 |
| どうべつちょうちいきほうかつしえん | | | (3) 当別町地域包括支援センター..... | 27 |
| ほうもんかんご | | | (4) 訪問看護ステーション..... | 28 |
| しんたいしょうがいしゃふくしきょうかいたうべつちょうぶんかい | | | (5) 身体障害者福祉協会当別町分会..... | 28 |
| さっぽろきたこうきょうしよくぎょうあんていじょ | さっぽろきた | | (6) 札幌市北公共職業安定所(ハローワーク札幌北)..... | 28 |
| しんたいしょう | しゃちてきしょう | しゃそうだんいん | (7) 身体障がい者・知的障がい者相談員..... | 28 |



1. 障害者総合支援法等による支援

(1) 身体障がい者(児)補装具の交付等

身体しんたいの失うしなわれた部分ぶぶんや思おもうように動うごかすことできの出来しんたいない身体機能おきなを補おぎない、日常生活にちじょうせいかつまたは職業生活しよくぎょうせいかつを容易よういにするために、必要ひつような用具ようぐ(補装具ほそうぐ)の交付こうふ及び修理しゅうりを行おこないます。

但ただし、交付決定通知書こうふけつていつうちしょの発行はっこうは交付こうふの補装具ほそうぐの種類しゆるいにより、北海道立心身障がい者総合相談所ほっかいどうりつしんしんしょうがいしゃそうごうそうだんじょの判定はんていを必要ひつようとするため、1ヶ月げつから3ヶ月げつ程度げつていどかかる場合ばあいがあります。

☆ 申請窓口しんせいまどぐち・・・介護課障がい支援係かいごかしやうしえんがかり ☎0133-25-2665 FAX0133-25-5018

※ 労働者災害補償保険法ろうどうしゃさいがいほしょうほけんぽうにより年金等ねんきんとうを受給じゆきゆうされている方かたは、所轄しよかつする年金事務所ねんきんじむしょでの申請しんせいとなりますので、ご注意ちゆういください。

※ 介護保険該当の方かいごほけんがいとうの「車椅子くるまいす」、「歩行器ほこうき」、「歩行補助つえほこうほじよ」については、介護保険かいごほけんの利用りようが優先ゆうせんとなりますが、道立心身障がい者総合相談所どうりつしんしんしょうがいしゃそうごうそうだんじょで特とくに認めみとられた場合ばあいには、交付こうふされます。

○ 自己負担じこふたん・・・費用ひようの1割わりが負担ふたんとなりますが、前年ぜんねんの市町村民税所得割額等しちやうそんみんぜいしよとくわりがくとうにより上限額じやうげんがくが定めさだられています。また、市町村民税非課税世帯しちやうそんみんぜいひかぜいせたいの方かたには、利用負担りようふたんの軽減けいげんが適用てきようされる場合ばあいがあります。

◆ 補装具の種類(一部抜粋)

- ・ 視覚障がい・・・視覚障がい者用安全つえ、義眼、眼鏡
- ・ 聴覚障がい・・・補聴器
- ・ 肢体不自由・・・義手、義足、車椅子、歩行器、座位保持装置 など

(2) 重度障がい者(児)・知的障がい者(児)日常生活用具給付事業

心身に重度の障がいのある方に対し、日常生活を容易にするため日常生活用具を給付します。(障がい内容・程度により用具は異なります。)また、介護保険の受給該当となっている方は、介護保険法から貸与や購入費の支給が行われるために特殊寝台等給付されない種類があります。

○自己負担…費用の1割が負担となりますが、前年の市町村民税所得割額等により上限額が定められています。また、市町村民税非課税世帯の方には、利用負担の軽減が適用される場合があります。

☆ 申請窓口…介護課障がい支援係 ☎0133-25-2665 FAX0133-25-5018

◆ 日常生活用具給付等の種類

便器、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用時計、拡大読書器、点字タイプライター、電磁調理器、視覚障がい者用体温計(音声式)、ストマ用装具、点字器、聴覚障がい者用屋内信号装置、火災警報器、自動消火器、透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、歩行支援用具、収尿器、人工喉頭、入浴補助用具、ネブライザー、移動用リフト、電気式たん吸引器、居宅生活動作補助用具(小規模な住宅改修)など

(3) 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成

在宅での酸素療法及び人工呼吸療法が必要な呼吸機能障がいの方に、酸素濃縮器及び人工呼吸器の使用にかかる電気料金の一部を助成しています。

☆ 申請窓口…北海道江別保健所 ☎011-383-2111 FAX011-383-2185

こうせいりりょう じりつしえんりりょう
 (4) 更生医療(自立支援医療)

しょう かた ちりょう しょう かる と のぞ
 障がいのある方が治療をすることによって、障がいを軽くしたり取り除いたりする
 ための医療の給付を行います。

しんせいまどぐち かいご かしやう しえんがかり
 ☆ 申請窓口…介護課障がい支援係 ☎0133-25-2665 FAX0133-25-5018

いくせいりりょう じりつしえんりりょう
 (5) 育成医療(自立支援医療)

しょう さいみまん かた こうせいりりょう どうよう いらりょう きゆうふ う
 障がいのある18歳未満の方については、更生医療と同様の医療の給付が受けら
 れます。

しんせいまどぐち かいご かしやう しえんがかり
 ☆ 申請窓口…介護課障がい支援係 ☎0133-25-2665 FAX0133-25-5018

きゆうふないりょう
 ○給付内容

| しょう しゅるい 障がいの種類 | きゆうふないりょう 給付内容 |
|---------------------------------------|--|
| しかく 視覚 | かくまくいしよくじゆつ はくないしりょうしゆじゆつ もうまく りしゆじゆつ 角膜移植術、白内障手術、網膜はく離手術など |
| ちやうかく 聴覚 | がいにじどうけいせいじゆつ こまくせんこうしゆじゆつ じんこうこまく じんこうないじ 外耳道形成術、鼓膜穿孔手術、人工鼓膜、人工内耳など |
| おんせい げんご そ 音声・言語・租しゃく きのう 機能 | し か きやうせいちりやう こうしんけいせいじゆつ こうがいけいせいじゆつ じんこういんどう 歯科矯正治療、口唇形成術、口蓋形成術、人工咽頭など |
| したいふじゆう 肢体不自由 | かんせつけいせいじゆつ じんこうかんせつちかんじゆつ りがくりやうほう きぎやうりやうほう 関節形成術、人工関節置換術、理学療法、作業療法など |
| しんぞうきのう 心臓機能 | べんけいせいじゆつ だいでうみやく かんどうみやく じゆつ うえこ 弁形成術、大動脈-冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込み 術、移植後の抗免疫療法など |
| ぞうきのう じん臓機能 | じんこうとうせきりやうほう じんいしよくじゆつ こうめんえきりやうほう 人工透析療法、腎移植術、抗免疫療法など |
| しょうちやうきのう 小腸機能 | ちゆうしんじやうみやくえいりやうほう 中心静脈栄養法など |
| めんえききのう 免疫機能 | こう りやうほう めんえきちやうせいりやうほう 抗HIV療法、免疫調整療法など |
| かんぞうきのう 肝臓機能 | かんぞういしよくじゆつ いしよくご こうめんえきりやうほう 肝臓移植術、移植後の抗免疫療法 |

じこふたん わりじこふたん いらりょうほけんじやう せたい ぜんねん しちやうそんみんぜい
 ○ 自己負担…1割自己負担ですが、医療保険上の「世帯」の前年の市町村民税

しよとくわりがく ふたながく じやうげん せつてい ばあい
 所得割額により、負担額に上限が設定される場合があります。

(6) 精神通院公費(自立支援医療)

精神保健福祉法第5条に規定されている統合失調症、精神作用物質による急性中毒症又は、その依存症、知的障がい、精神病質、その他の精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に必要とする程度の病状の方が対象となります。

○自己負担…医療費の自己負担が1割になります。また、所得区分に応じ月額の上限額が設定される場合があります。

☆ 申請窓口…介護課障がい支援係 ☎0133-25-2665 FAX0133-25-5018

●医療費の負担上限額表

| 所得区分 | 1ヶ月の自己負担上限額 | |
|---|--------------------------------|---------------------------|
| ひかぜいせたい 〈非課税世帯〉 | | |
| せいかつほごせたい 生活保護世帯 | えん 0円 | |
| ちょうみんぜい ひかぜい せたい ほんにん しゅうにゆうがく まんえん 町 民 税「非課税」世帯で本人の収入額 ≤80万円 | えん 2,500円 | |
| ちょうみんぜい ひかぜい せたい ほんにん しゅうにゆうがく まんえん 町 民 税「非課税」世帯で本人の収入額 >80万円 | えん 5,000円 | |
| かぜいせたい 〈課税世帯〉 | こうがくちりょうけいぞくしゃいがい 高額治療継続者以外 | こうがくちりょうけいぞくしゃ 高額治療継続者 |
| ちょうみんぜいがく しょとくわり まん ぜんえん 町 民 税 額 (所得割) <3万3千円 | いりょう ほけん じこ 医 療 保 険 の 自 己 | えん 5,000円 |
| まん ぜんえん ちょうみんぜいがく しょとくわり まん せんえん 3万3千円 ≤ 町 民 税 額 (所得割) <23万5千円 | ふたんげんどがく 負担限度額 | えん 10,000円 |
| ちょうみんぜいがく しょとくわり まん せんえん 町 民 税 額 (所得割) ≥23万5千円 | じよせいたいしょうがい 助成対象外 | えん 20,000円 |

※高額治療継続者:継続的に相当額の医療費負担が発生する方

(7) 障害福祉サービス

障がい程度が一定以上の人が、生活上または療養上の必要な介護を受けられます。

○ サービス内容

・訪問系サービスとその他(ホームヘルプ・短期入所等)

・日中活動(通所施設などで昼間の活動や就労を支援するサービスを行います)

・居住支援(入所施設などで住まいの場としてのサービスを行います)

※ 一部のサービスを除き、障害支援区分認定を受ける必要があります。

○ 自己負担・・・費用の1割が負担となりますが前年の市町村民税所得割額等により上限額が定められています。また、市町村民税非課税世帯の方には、利用負担の軽減が適用される場合があります。

☆ 申請窓口・・・介護課障がい支援係 ☎0133-25-2665 FAX0133-25-5018



次のページ(12ページ)に障がい者(障がい児)の利用負担額表があります。

●障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

| 区分 | 世帯の収入状況 | 負担上限額 |
|------|--|-----------------------------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯 | 0円 |
| 低所得 | 市町村民税非課税世帯(注1) | 0円 |
| 一般1 | 《障がい児》 市町村民税課税世帯 (所得割28万円(注2)) 未満 | 通所施設、ホームヘルプの利用の場合 4,600円 |
| | | 入所施設利用の場合 9,300円 |
| | 《18歳以上の障がい者》 市町村民税課税世帯(所得割16万円(注3))未満 ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者を除きます(注4)。 | 9,300円 |
| 一般2 | 上記以外 | 37,200円 |

「注1」3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。
「注2」収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。
「注3」収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。
「注4」入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

| 種別 | 世帯の範囲 |
|------------------------------|-------------------|
| 18歳以上の障がい者(施設に入所する18、19歳を除く) | 障がいのある方とその配偶者 |
| 障がい児(施設に入所する18、19歳を含む) | 保護者の属する住民基本台帳での世帯 |

(8) 身体障害者自動車運転免許証取得費補助

障がい者の自立更生を目的とした、自動車運転免許を取得するために必要な経費を補助します。

- 対象・・・身体障害者手帳の交付を受けた方で、障がい程度が4級以上の方。就労等で免許の取得を必要とする方。
- 補助限度額・・・100,000円

☆ 申請窓口・・・介護課障がい支援係 ☎0133-25-2665 FAX0133-25-5018

(9) 身体障がい者自動車改造費補助

障がいのある方の社会復帰の促進を目的として、就労等に伴い、障がい者
自らが車を所有し運転する場合で自動車改造が必要となる場合の経費につ
て補助します。

○ 対象・・・身体障害者手帳の交付を受けた方で、障がい程度が4級以上の
方。

○ 補助限度額・・・100,000円

☆ 申請窓口・・・介護課障がい支援係 ☎0133-25-2665 FAX0133-25-5018



※障害年金について

障害者手帳を取得された方には、その障がい程度によって、障害年金を受給する
ことができる場合があります。

原則65歳未満の方で、初診日から1年6カ月を経過しないと請求権利が発生しま
せんが、個人・病状のケースによっては異なります。また、国民年金の場合、初診日
時点での保険料の納付要件も満たしていなければなりません。

詳細については、初診日に加入していた年金が国民年金または20歳前等
未加入の場合は、住民課戸籍年金係(☎0133-23-2463)、厚生年金の場合は、札幌
北年金事務所(☎011-717-4112)までお問い合わせください。

2. 各種手当について

(1) 特別障害者手当

在宅の20歳以上で著しく重度の障がい(障害基礎年金の1級に該当する日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給されます。(障がいを理由とする公的年金との併給ができます。)

○ 手当支給額・・・26,940円(平成30年4月～)

※ 但し、社会福祉施設に入所している、病院等に3ヶ月を超えて入院している、又は本人等に一定以上の所得がある場合は、支給されません。

☆ 申請窓口・・・介護課障がい支援係 ☎0133-25-2665 FAX0133-25-5018

(2) 障害児福祉手当

在宅の20歳未満で、重度の障がい(身障手帳1級及び2級の一部、療育手帳A程度)のため、日常生活において常時介護を必要とする方に支給されます。

○ 手当支給額・・・14,650円(平成30年4月～)

※ 但し社会福祉施設に入所している場合、障がいを理由とする公的年金を受給できる場合及び養育者等に一定以上の所得がある場合は支給されません。

☆ 申請窓口・・・介護課障がい支援係 ☎0133-25-2665 FAX0133-25-5018

とくべつ じどうふようてあて
(3) 特別児童扶養手当

さいみまん しょう じ しょうがい き そねんきん きゅうおよ りょういくてちょう ていど
20歳未満の障がい児(障害基礎年金の1・2級及び療育手帳A・B程度の
しょう かんごまた よういく かた しきゅう
障がい)を監護又は養育している方に支給されます。

てあてしきゅうがく きゅう えん きゅう えん へいせい ねん がつ
○ 手当支給額…1級 51,700円 2級 34,430円 (平成30年4月～)

ただ じどう しゃかいふくしせつ にゆうしょ ばあい しょう りゆう こうてき
※ 但し児童が社会福祉施設に入所している場合や、障がいを理由とする公的
ねんきん じゆきゅう ばあい よういくしゃとう いったいじょう しょとく ばあい しきゅう
年金を受給できる場合、養育者等に一定以上の所得がある場合は支給され
ません。

しんせいまどぐち かいご かしょう しえんがかり
☆ 申請窓口…介護課障がい支援係 ☎0133-25-2665 FAX0133-25-5018



3. 税の控除について

心身に障がいを持つ方で、障害者手帳を取得されている方は、所得税・住民税の控除、相続税の軽減等の税制上の措置が受けられます。

(1) 所得税・住民税の控除

☆ 手続き・問合せ先・・・当別町役場税務課税務係 ☎0133-23-2332

FAX0133-23-3026(役場代表)

または 控除を受ける方の勤務先

(2) 相続税の控除

相続人が障がい者のときは、控除される場合があります。

☆ 手続き・問合せ先・・・札幌北税務署 ☎011-707-5111



じどうしゃぜい めんじよ じどうしゃしゅとくぜい げんめん
(3) 自動車税の免除、自動車取得税の減免

① 身体障がい者の方が自動車^{しんたいしやう}を所有(取得)^{しや かた}し、自ら運転^{じどうしや しよゆう しゅとく}する場合^{みずか うんてん}の課税免除等^{ばあい かぜいめんじよとう}

② 身体障がい者の方と生計^{しんたいしやう}を同じくする方が自動車^{しや かた}を所有(取得)^{せいけい おな}する場合^{かた じどうしや しよゆう しゅとく}又は^{ばあいまた}
運転^{うんてん}する場合^{ばあい かぜいめんじよとう}の課税免除等

③ 身体障がい者の方を介護^{しんたいしやう}する方が自動車^{しや かた}を運転^{かいご}する場合^{かた じどうしや うんてん}の課税免除等^{ばあい かぜいめんじよとう}

④ 構造上^{こうぞうじやう}、身体障がい者の方^{しんたいしやう}が利用^{しや かた}するための自動車^{りやう}の課税免除等^{じどうしや かぜいめんじよとう}

※詳しいパンフレット^{くわ}を介護課障がい支援係^{かいごかしやう}窓口^{しえんがかりまどぐち}でお渡し^{わた}できます。

しやう ていど はんいとうきゆう ふつうじどうしや ばあい
◆ 障がい程度の範囲等級(普通自動車の場合)

じやう ししやう きゆう
・ 上肢障がい...1~3級

しんぞうきのうしやう きゆう
・ 心臓機能障がい...1・3・4級

か ししやう きゆう
・ 下肢障がい...1~6級

じんぞうきのうしやう きゆう
・ 腎臓機能障がい...1・3・4級

たいかんしやう きゆう きゆう
・ 体幹障がい...1~3級、5級

こきゆうききのうしやう きゆう
・ 呼吸器機能障がい...1・3・4級

しかくしやう きゆう きゆう
・ 視覚障がい...1~3級、4級

ぼうこう ちよくちやうきのうしやう きゆう
・ 膀胱・直腸機能障がい...1・3・4級

ちやうかくしやう きゆう きゆう
・ 聴覚障がい...2級・3級

しやうちやうきのうしやう きゆう
・ 小腸機能障がい...1・3・4級

へいこうきのうしやう きゆう
・ 平衡機能障がい...3・5級

めんえきふぜん めんえききのう しやう きゆう
・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい...1~4級

おんせいきのうしやう きゆう いんとうてきしゅつ ばあい
・ 音声機能障がい...3級(咽頭摘出の場合のみ)

りやういくてちやう
・ 療育手帳 A・B

にゆうやうじきいぜん ひしんこうせい のうびやうへん じやうしきのうしやう きゆう
・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障がい...1~3級

にゆうやうじきいぜん ひしんこうせい のうびやうへん いどうきのうしやう きゆう
・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がい...1~6級

てつづ といあわ さき さつぽろどうぜいじむしょ じどうしゃぜいぶ
☆ 手続き・問合せ先...札幌道税事務所 自動車税部

さつぽろしきたくきた じやうにし ちやうめ ばん ごう
札幌市北区北22条西2丁目1番30号

☎011-746-1194

FAX011-747-5820

(4) 軽自動車税の減免

軽自動車・バイクについては、手帳をお持ちの方が車を所有していることなど、自動車税の減免とは内容が異なりますので、詳細は下記までお問い合わせください。

☆ 手続き・問合せ先…当別町役場税務課税務係 ☎0133-23-2332

FAX0133-23-3026(役場代表)



4. 交通料金の割引について

(1) JR旅客運賃の割引について

- ① 身体障害者手帳・療育手帳の「第1種」をお持ちの方で、介護者が付き添ってJRを利用される場合、普通乗車券・定期券・回数券・急行券について、本人と介護者の両名分が半額になります。(この場合、距離の制限はありません。)
- ② 身体障害者手帳・療育手帳「第1種」・「第2種」の記載のある方が単独で100 kmを超えて乗車する場合、普通乗車券が半額になります。
- ③ 身体障害者手帳・療育手帳「第2種」の手帳をお持ちの12歳未満の児童の介護者は、定期券が半額になります。

☆ 手続き…JR窓口へ身体障害者手帳を提示により購入

☆ 問合せ先…JR料金総合案内(札幌駅) ☎011-222-7111

(2) 航空運賃の割引制度について

- ① 身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの全ての方は、航空運賃の割引が受けられます。(ただし、対象外会社もあります。割引額は、各航空運送事業者が設定しています。)
- ② 身体障害者手帳「第1種」、療育手帳「A」判定の記載がある方(12歳以上)は、本人及び介護者が普通大人片道航空運賃の割引が受けられます。

☆ 手続き…購入及び搭乗手続きの際、各種手帳を提示

☆ 問合せ先…利用する各航空会社

(3) バス料金の割引制度について

① 民間の路線バス(北海道中央バス、JR北海道バスなど)

○ 対象者… I. 身体障害者手帳 をお持ちの全ての方

II. 療育手帳 をお持ちの全ての方

○ 割引率… 普通運賃が半額

※ 介護人を要する場合は、本人と介護者が、料金半額の適用を受けられる場合があります。

☆ 手続き… 料金支払い時に手帳を提示してください。

☆ 問合せ先… 利用する各バス会社

② 当別町ふれあいバス

○ 対象者… I. 身体障害者手帳 をお持ちの全ての方

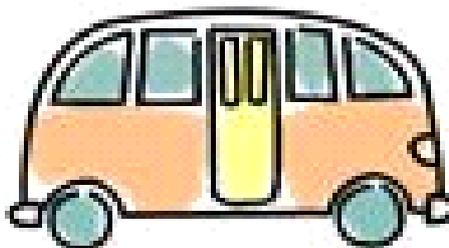
II. 療育手帳 をお持ちの全ての方

III. 精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの全ての方

○ 割引率… 普通運賃が半額 (介護人1名の割引が受けられる場合があります。)

☆ 手続き… 料金支払い時に手帳を提示してください。

☆ 問合せ先… 企画課企画振興係 ☎0133-23-3042 FAX0133-23-3206(役場代表)



ゆうりょうどうろつうこうりょうきん わりびき
(4) 有料道路通行料金の割引

I. 身体障害者手帳(「第1種」または「第2種」)をお持ちの方が自ら運転する
場合、II. 生計を共にする家族の方が身体障害者手帳に「第1種」の記載、
または療育手帳に「A判定」の記載がある方を乗せて有料道路(高速道路)を利用
する場合に割引されます。ただし、営業用の自動車は除外されます。

- 割引有効期間…原則、申請日より2回目の誕生日まで。割引有効期間(2
年間)の満了日の2ヶ月前から更新することができます。
- 割引率…5割
- 必要書類…①運転免許証 ②障害者手帳 ③自動車検査証(ETC をご
利用の場合は①②③に加えて、④ETC カード(原則障がい
者本人名義) ⑤ETC セットアップ申込書等の ETC車載器
管理番号が確認できるものが必要です。詳細はお問合わせ
ください。)

★ 申請窓口…介護課障がい支援係 ☎0133-25-2665 FAX0133-25-5018

★ 制度についての問合せ先… 東日本高速道路株式会社 北海道支社 管理事業部 料金企画課
☎011-896-5314

りょうきん わりびきせいど
(5) タクシー料金の割引制度について

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方はタクシー料金が10%割引になります。

★ 手続き…タクシーご利用の際に、手帳を提示して下さい。



5. その他の制度

(1) 重度心身障がい者医療費給付事業

身体障害者手帳1級・2級と、3級の内部障がい(心臓・じん臓若しくは呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能の障がいに限る)の方、療育手帳A判定を受けている方、または精神障害者保健福祉手帳1級の方に対して医療費(保険適用分)の助成をしています(精神障がい者の方は入院医療は助成対象外)。

また、家計の中心者が心身の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている場合、障がいの内容により妻と子がひとり親家庭等医療費給付事業の助成対象となる場合があります。なお、本人または扶養義務者等の所得状況により支給されない場合があります。

☆ 申請窓口…保健福祉課福祉係 ☎0133-23-3019 FAX0133-25-5018

● 重度心身障がい者医療費給付自己負担限度額表

| | 住民税 が… | 交付 受給者証 | 自己負担 |
|------------------------------|----------------------|---------|--|
| 65歳未満の方 | ①課税世帯 | 障 課 | わり 1割 |
| | ②非課税世帯 | 障 初 | 初診料のみ(医科=580円、歯科=510円、柔道 整復師=270円) |
| 65歳以上 (後期高齢者医療保険 併用の方) | ①課税世帯 A. 一般の方《*》 | 交付なし | わり 1割 |
| | ②非課税世帯 B. 現役並所得の方 | 老 課 | わり 1割 |
| 0歳～就学前 | ①課税世帯 | 障 課 | 《入院》 初診料のみ (医科=580円、歯科=510円、 柔道 整復師=270円) |
| | ②非課税世帯 | 障 初 | 18歳の年度 末まで無料 |
| 就学児～18歳まで | ①課税世帯 | 障 課 | わり 1割 |
| | ②非課税世帯 | 障 初 | 初診料のみ (医科=580円、歯科=510円、 柔道 整復師=270円) |

《*》後期高齢者医療保険併用の方は後期高齢者医療保険ですでに1割自己負担となっているため、後期高齢者医療保険制度が優先され、重度医療からの助成(受給者証の交付)はありません。

(2) 後期高齢者医療制度による障害認定

65歳以上75歳未満の方で一定の障がいがある方は、申請をすることにより

後期高齢者医療制度被保険者証が交付されます。

○対象・・・身体障害者手帳1～3級と4級の一部(音声、言語、下肢障がい1・3・4号

《※》)、または療育手帳A判定、または精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方、または障害基礎年金1・2級相当の方

☆申請窓口・・・住民課国保・後期高齢者医療係 ☎0133-23-2467 FAX0133-23-2127

《※》詳細は申請窓口にお問い合わせください。

(3) 腎臓機能障がいの方のための交通費補助

人工透析を受ける必要のある腎臓機能障がいの方が町外医療機関へ通院される場合、交通費の一部助成が受けられる場合があります。(但し、所得や通院距離に応じて助成額が異なります。)

☆申請窓口・・・介護課障がい支援係 ☎0133-25-2665 FAX0133-25-5018

(4) 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が一定額の掛金を納付することにより、保護者が万が一死亡したり重度障がいになった場合に、残された障がいのある方に対し年金が支給されます。障がいのある方の将来に対し保護者の不安の軽減等を図ることを目的とした制度です。

○対象・・・①身体障害者手帳1～3級・療育手帳A・B判定の障がい者(児)を扶養している保護者

②精神または身体に永続的な障がいのある方(精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障がいの程度が①と同程度の障がいと認められる方を扶養している保護者

○年金・・・2万円(1人2口、4万円まで加入できます。)

○掛金・・・加入時の年齢により、9,300～23,300円(掛金の払込が困難な方等に對して、掛金の減免を行っている都道府県・指定市等があります。)

☆申請窓口・・・石狩振興局(札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館) ☎011-204-5861

せいかつふくし しきんかつけせいど
(5) 生活福祉資金貸付制度

しょう かつ あんしん ちいき ざいたく せいかつ じりつ しゃかいさんか
障がいのある方が、安心して地域・在宅で生活し、自立や社会参加をすすめるた
めに必要な資金を貸付する制度です。原則として連帯保証人が必要となります。
れんたいほしょうにん せってい ばあい ねん りそく ただ ほか
(連帯保証人が設定できない場合は、年1.5%の利息がかかります。)但し、他の
こうてきかつけせいどとう う かのう ばあい せいど ゆうせん
公的貸付制度等を受けることが可能な場合は、その制度が優先になります。

てつづ どうべつちょうしゃかいふくしきょうぎかい
☆ 手続き…当別町社会福祉協議会

どうべつちょうそうごうほけんふくし ない
(当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内 ☎0133-22-2301 FAX0133-22-0001)

せいかつ ほ ご しょうがいしゃかさん
(6) 生活保護の障害者加算

せいかつ ほ ご すで じきゅう かつ しょう げんいん しっぺい
生活保護を既に受給している方のうち、障がいの原因となった疾病について、
はじ い し しんりょう う ねん げつ い じょうす かつ しんたいしょうがいしゃ
初めて医師の診療を受けてから1年6か月以上過ぎている方で、身体障害者
てちょう きゅう また せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅう も かつ また しょうがいき
手帳1～3級、又は精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方、又は障害基
そねんきん きゅうそうとう かつ しょうがいしゃかさん
礎年金1・2級相当の方は、障害者加算がつくことがあります。

ひつようしよるい かくしゅてちょう
○ 必要書類…各種手帳

てつづ ほけんふくしかふくしがかり
☆ 手続き…保健福祉課福祉係 ☎0133-23-3019 FAX0133-25-5018

どうべつちょうそうごうたいいくかんなど しょうりょうめんじょ
(7) 当別町総合体育館等の使用料免除

しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう も かつ
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、
たいいくかん りょう ばあい てちょう ていじ むりょう
体育館を利用する場合、手帳を提示することにより、無料となります。

ひつようしよるい かくしゅてちょう
○ 必要書類…各種手帳

といあわ さき どうべつちょうそうごうたいいくかん
☆ 問合せ先…当別町総合体育館 ☎0133-22-3833 FAX0133-22-3832

ちょうない どうみん もりなど りょうりょうきん わりびき ばあい
※ 町内のコミュニティセンター・道民の森等でも利用料金が割引になる場合があるので、

じぜん かくにん
事前にご確認ください。

(8) 駐車禁止除外の適用

身体障害者手帳等をお持ちの方で、下記に該当する場合には、公安委員会から駐車禁止除外の本人特定標章の交付を受けることができます。

○ 対象

| 障がいの種類 | 該当級 | 障がいの種類 | 該当級 |
|---------------------------|---------|---------------------------------|--------|
| 上肢 | 1級～2級の2 | 下肢 | 1級～4級 |
| 体幹機能 | 1級～3級 | 平衡機能 | 3級 |
| 視覚 | 1級～4級の1 | 聴覚 | 2級及び3級 |
| 膀胱・直腸・小腸 | 1級及び3級 | 心臓・腎臓・肝臓・呼吸器 | 1級及び3級 |
| 障がいの種類 | | 該当級 | |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能 | | 1級～3級 | |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい | 上肢機能 | 1級及び2級（1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除きます） | |
| | 移動機能 | 1級及び2級 | |
| 療育手帳 | | A判定 | |
| 精神障害者保健福祉手帳 | | 1級 | |

○ 必要書類……各種手帳、印鑑、旧標章（お持ちの方）

※ 介護人が申請の場合は、上記のほかに申立書、続柄を証明する書面などが必要になります。

☆ 手続き・問合わせ先……札幌北警察署 ☎011-727-0110

ほうそうじゅしんりょう げんめん
(9) NHK放送受信料の減免

- 全額免除 … 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、
知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯
構成員全員が市町村民税非課税の場合
- 半額免除 … 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、視覚障がい、
聴覚障がい、重度の身体障がい(1・2級のみ)、又は重度
の知的障がい(療育手帳A判定)、重度精神障がい(精神
障害者保健福祉手帳1級)をお持ちの方で、本人が契約者
でかつ世帯主の場合

- ☆ 申請窓口…介護課障がい支援係 ☎0133-25-2665 FAX0133-25-5018
☆ 問合せ先…NHK ふれあいセンター ☎0570-077-077(ナビダイヤル)

けいたいでんわ きき きほんしりょうとうわりびき
(10) 携帯電話機器の基本使用料等割引

- 対象者…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持
ちの方。

- ☆ 問合せ先…各電話会社営業窓口

むりょうばんごうあんない
(11) NTT無料番号案内

NTTの電話番号案内(1回当たり60円)が、無料となります。(NTTへの登録が
必要になります。)

- 対象者…身体障害者手帳(体幹機能障害1～2級)肢体不自由(※上肢のみ)
1～2級、視覚障害1～6級)、
療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

- ☆ 問合せ先…NTTグループ(フリーダイヤル 0120-104-174)

その他、公共施設等、障害者手帳があることで利用料金の割引が受けられる場合
がありますので、直接お問い合わせください。



6. その他の福祉サービス等

(1) 当別町障がい者総合相談支援センター「nanakamado」

☎0133-23-1917(24時間対応)

FAX0133-22-1909

障がいのある方たちが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、障がいの種別や年齢を問わず相談を受け、より良い生活のためのお手伝いをします。

- 対象……町内在住の障がいのある方、ご家族の方など

※ 障がいの種別・年齢などは問いません。お気軽にご相談ください。

- 利用料…無料

(2) 当別町地域活動支援センター「つくしの郷」 ☎0133-22-2685 FAX 左記同

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者の方に、創作的活動、社会との交流の促進等を提供するとともに、機能訓練や社会適応訓練、余暇的事業を行っています。

また、同法人は「交流センターつくし家」、「グループホームつくし」の運営も行っています。

(3) 当別町地域包括支援センター ☎0133-25-5152 E: [メール tobetsu@hghi.or.jp](mailto:tobetsu@hghi.or.jp)

在宅の高齢者を対象に相談を受け、各種サービスの紹介や調整等、総合的に支援しています。

(4) 訪問看護ステーション

医師の指示を受けた看護師が、お宅に訪問し日常生活の看護や介護についての相談、リハビリテーションについての助言・支援等を行います。
健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、利用料金の自己負担があります。

☆問い合わせ先…当別訪問看護ステーション ☎0133-25-2150 FAX0133-25-2158

勤医協訪問看護ステーションとうべつ ☎0133-23-0453 FAX0133-23-0461

(5) 身体障害者福祉協会当別町分会

身体に障がいのある方々が親睦と福祉の向上を図るため、障がい者福祉に関する情報の周知、各種研修会、レクリエーション等を行っています。

当別町社会福祉協議会内 ☎0133-22-2301 FAX0133-22-0001

(6) 札幌市北公共職業安定所(ハローワーク札幌北)

(札幌市東区北16条東4丁目 ☎011-743-8609)

障がいのある方が就職に際し技術を身につけるための職業訓練機関の案内及び就労のお手伝いをします。

(7) 身体障がい者・知的障がい者相談員

当別町から委嘱された相談員が、障がいのある方や保護者の福祉に関する相談を受けています(秘密は守られます)。

☆ 相談員氏名

◇身体障がい者相談員 三浦勇吉氏

◇知的障がい者相談員 三浦泰子氏

☆ 各障がい者相談員への相談問合せ先…介護課障がい支援係 ☎0133-25-2665

かくたんとぅ れんらくさき
＜各担当の連絡先＞

- かいご かしょう しえんがかり
介護課障がい支援係 25-2665
FAX25-5018(介護課)
- どうべつちょうしょう しゃそうごうそうだんしえん
当別町障がい者総合相談支援センター
「nanakamado」 23-1917
FAX23-1909
- どうべつちょうちいきかつどうしえん
当別町地域活動支援センター
「つくしの郷」 22-2685
FAX (同)
- ほけん ふくしかふくしがかり
保健福祉課福祉係 23-3019
FAX25-5018
- かいご かかいごしえんがかり
介護課介護支援係 23-3029
FAX25-5018
- こ みらいかこ かがり
子ども未来課子ども係 23-3024
FAX25-5018
- こ みらいかこそだ がかり
子ども未来課子育てサポート係 25-2658
FAX25-5018
- どうべつちょうちいきほうかつしえん
当別町地域包括支援センター 25-5152
E:メール
tobetsu@hghi.or.jp
- どうべつちょうしゃかいふくしきょうぎかい
当別町社会福祉協議会 22-2301
FAX22-0001